

補 足 資 料

1 入札書への記載時の算出方法

- (1) 本件契約の履行期間は以下のとおりとします。

ア 導入設置業務

令和5年12月4日から令和6年2月29日まで

イ 賃貸借業務

令和6年3月1日から令和10年2月29日まで

- (2) 本件入札にあたっては、リース業者様に入札書の提出を行っていただきます。
- (3) 本件契約の賃貸借期間は、令和6年3月1日～令和10年2月29日とします。
- (4) 入札書記載金額については、本市が仕様書で提示した要件に基づき、庁内ネットワーク接続パソコン及びプリンタ（令和5年度更新分）導入設置及び賃貸借業務の上記期間に係る費用の総合計を算出してください。
- (5) 消費税相当額は含まないで下さい。
- (6) 落札業者様には、落札後すみやかに落札金額に対応した積算内訳書を作成していただきます。この場合に、入札書の入札金額及び積算内訳書の合計金額は一致していなければならないものとします。また、各業務において本市の予算上限があるため、内訳金額について本市と協議をさせていただくことがあります。

（参考 本市の予算内訳 導入設置業務：約10% 賃貸借業務：約90%）

2 契約期間及び支払方法について

- (1) 契約形態は、導入設置業務については落札事業者のうち導入設置・保守業者様のみとの契約を、賃貸借業務については落札事業者様（リース業者様及び導入設置・保守業者様双方）との三者契約を想定しています。（詳細については落札後の協議となります。）
- (2) 契約の締結は、落札後速やかに行うものとします。
- (3) 賃貸借業務は4年間の保守付きリース契約を締結します。
- (4) 賃貸借業務の支払いについては、月額、若しくは年額支払いとなり、落札後に協議のうえ、決定するものとします。月額の場合は1ヶ月間の賃貸借料を翌月に、また年額の場合は当該年度分の賃貸借料を翌年度4月にリース業者様から吹田市に対して請求していただき、正当な請求行為を確認した上で請求日から30日以内にリース業者様に対して支払うものとします。なお、掲載している契約書（案）については、月額支払いを想定したものになります。
- (5) 賃貸借業務の支払い開始月は、令和6年3月分からとなります

3 その他

その他詳細については、公告文を参照してください。

（問合せ先）

吹田市行政経営部情報政策室

電話：06-6384-1433（直通）

メールアドレス：den_joka@city.suita.osaka.jp

担当：和田・中島